議第７６号

職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

本市職員の高齢者部分休業に関する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和４年（２０２２年）９月５日提出

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

記

新潟県柏崎市職員の高齢者部分休業に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２６条の３の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

（高齢者部分休業）

第２条　高齢者部分休業の承認は、当該職員の１週間当たりの通常の勤務時間の２分の１を超えない範囲で、５分を単位として行うものとする。

２　法第２６条の３第１項の高年齢として条例で定める年齢は、６０歳とする。

３　法第２６条の３第１項の規定により承認する高齢者部分休業の期間の始期は、前項に定める年齢に達した日後の最初の４月１日以後の日でなければならない。

（高齢者部分休業取得中の給与）

第３条　職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、新潟県柏崎市職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第１３号）第１３条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給料の月額並びにこれに対する地域手当、管理職手当、初任給調整手当

及び特殊勤務手当（月を単位として支給されるものに限る。）の月額の合計額に１２を乗じ、その額を新潟県柏崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第４号）第２条第１項に規定する勤務時間に５２を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

（退職手当の取扱い）

第４条　高齢者部分休業の承認を受けている職員が１週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の２分の１に相当する期間を新潟県柏崎市職員退職手当支給条例（昭和２９年条例第７号）第７条第１項から第６項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において、同条第７項中「前各項」とあるのは「前各項及び新潟県柏崎市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和４年条例第　号）第４条」と、同条第９項中「前各項」とあるのは「前各項及び新潟県柏崎市職員の高齢者部分休業に関する条例第４条」とする。

（承認の取消し又は休業時間の短縮）

第５条　任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた１週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

（休業時間の延長）

第６条　任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

（委任）

第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

２　新潟県柏崎市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和

２８年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第１７条第２項中「）又は」を「）、」に、「の承認を受けて」を「、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る介護休暇の期間と重複する期間を除く。）内において１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は高齢者部分休業（当該職員が６０歳に達した日後の最初の４月１日以後の日から当該職員に係る定年退職日（地方公務員法第２８条の６第１項に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、１週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

３　新潟県柏崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２９年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第４条第３項中第２号を第３号とし、第１号を第２号とし、同項に第１号として次の１号を加える。

⑴　地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２６条の３第１項の規定による承認

参考資料

新潟県柏崎市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和２８年３月４日条例第１６号）

改正後	改正前
（給与の減額） **第17条**　（略） ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る介護休暇の期間と重複する期間を除く。）内において１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は高齢者部分休業（当該職員が60歳に達した日後の最初の４月１日以後の日から当該職員に係る定年退職日（地方公務員法第28条の６第１項に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、１週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	（給与の減額） **第17条**　（略） ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

新潟県柏崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２９年９月２２日条例第３２号）

改正後	改正前
（短時間勤務職員の任期を定めた採用） **第４条**　（略） ２　（略） ３　任命権者は、前２項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。	（短時間勤務職員の任期を定めた採用） **第４条**　（略） ２　（略） ３　任命権者は、前２項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

改正後	改正前
（１）　地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の３第１項の規定による承認 （２）　（略） （３）　（略）	（１）　（略） （２）　（略）